国債証券等の保護預り規定(取引残高報告書式) (令和2年4月1日施行 改正民法対応版)

第1条 保護預り証券の範囲

- 1. この保護預りでは、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第 1項各号に規定する次に掲げる証券(以下「国債証券等」といいます。)をお 預りします。
 - (1) 国債証券
 - (2) 地方債証券
 - (3) 政府保証債券
- 2. 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等の保護預りをお断りすることがあります。
- 3. この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といいます。

第2条 保護預り証券の保管方法および保管場所

- 1. 当金庫は、保護預り証券について、この規定および金商法第 43 条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。
- 2. 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」といいます。) できるものとします。
- 3. 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

第3条 混蔵保管に関する同意事項

- 1. 前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
- 2. 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- 3. 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

第4条 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条の2 保護預り口座の設定

- 1. 国債証券等については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、 保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の申込書をご 提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い 取引時確認を行わせていただきます。
- 2. 当庫所定の申込書に押印された印影および記載された氏名または名称、住所、 生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届 出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第5条 契約期間等

- 1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2. この契約は、お客様または当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第6条 手数料

- 1. この保護預りの手数料(以下「手数料」といいます。)は、無料とします。
- 2. 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

第7条 預入れおよび返還

- 1. 国債証券等を預け入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届け出た代理人(以下「お客様等」といいます。)が当金庫所定の依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。
- 2. 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3. 利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4. 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

第8条 保護預り証券の返還に準ずる取扱い

当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
- (2) 当金庫が第10条により保護預り証券の償還金を受け取る場合
- (3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第9条 抽せん償還

混蔵保管中の保護預り証券が抽せん償還に当せんした場合には、被償還者および 償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。

第10条 償還金等の受入れ等

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当金庫がこれを受け取り指定口座に入金します。

第11条 お客様への連絡事項

- 1. 当金庫は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。
 - (1) 残高照合のための報告
 - (2) 第9条により被償還者に決定したお客様には、その旨および償還額
- 2. 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の暮らしのあんしんコーナー(0120-8181-04)に直接ご連絡ください。
- 3. 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4. 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第12条 届出事項の変更手続き

- 1. 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2. 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなけれ

ば国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還または解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等を もって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第13条 反社会的勢力との取引拒絶

この契約は、お客様が第 14 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第 14 条第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。

第14条 解約等

- 1. この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第5条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2. 前項にかかわらず、保護預り証券の利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3. 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫が お預りしているものとします。
- 4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。 第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客様が手数料を支払わないとき
 - (2) お客様について相続の開始があったとき
 - (3) お客様等がこの規定に違反したとき
 - (4) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- 5. 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客様に通知をすることにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。
 - (1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員

- d. 暴力団関係企業
- e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- f. その他 a から e に準ずるもの
- (2) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、また は当金庫の業務を妨害する行為
 - e. その他 a から d に準ずる行為
- 6. 前2項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第6条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 7. 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落 しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等 から充当することができるものとします。
- 8. 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。
 - (1) 第4項または第5項に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、 保護預り証券および金銭の返還を行います。
 - (2) 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、 売却代金等の返還を行います。

第15条 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

第16条 公示催告等の調査等の免除

当金庫は、保護預り証券について、公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査義務は負いません。

第17条 譲渡、質入れの禁止

この契約によるお客様の権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第18条 免責事項

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑 (または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国 債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえ で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と 相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還しなかった 場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、国債証券等の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または第 10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第15条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害
- 第19条 振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる国債証券等のうち、当金庫がお客様からお預りしている国債証券等であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。
- 第20条 特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意 社振法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当金庫に寄託している有価証券 のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人 債または特例外債(以下「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、 社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められて いる第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うことならび

に第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 社振法附則第 14 条 (同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含みます。) において定められた振替受入簿の記載または記録に関する株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。) への申請
- (2) その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(社振法に基づく振替制度へ移行するために、当金庫から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。)
- (3)移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- (4)振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- (5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この規定によらず、社振法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当金庫が別に定める規定により管理すること

第21条 この規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

遠賀信用金庫 (令和2年1月10日 制定)

振替決済口座管理規定(間接参加者用) (令和2年4月1日施行 改正民法対応版)

第1条 この規定の趣旨

この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において取り扱う国債(以下「振決国債」といいます。)に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものとします。

第2条 振替決済口座

- 1. 振決国債に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。) は、振替 法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設し ます。
- 2. 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3. 当金庫は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座 に記載または記録いたします。

第3条 振替決済口座の開設

- 1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- 2. 当金庫は、お客様から当庫所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3. 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第3条の2 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済 口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同 条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その 他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。 その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第3条の3 当金庫への届出事項

「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第4条 契約期間等

- 1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします
- 2. この契約は、お客様または当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条 手数料

- 1. この規定に基づく口座の設定に伴う手数料(以下「手数料」といいます。)は、 無料とします。
- 2. 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

第6条 振替の申請

- 1. お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 2. 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
 - (1) 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき振決国債の銘柄および金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - (3) 振替先口座
 - (4) 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳 区分
- 3. 前項第1号の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は 必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の 振替決済口座」として提示してください。

- 5. 振決国債の全部または一部を振替えるときは、その6営業日前までに当金庫所 定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当金庫所定の依頼書に届出の 印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。
- 6. 当金庫に振決国債の買取りを請求される場合、前項の手続きを待たずに振決国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条 他の口座管理機関への振替

- 1. 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を 行うことができます。また、当金庫で振決国債を受け入れるときは、渡し方の 依頼人に対し振替に必要な事項(当金庫および口座を開設している営業所名、 口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入 者口座番号等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正し く手続きが行われないことがあります。
- 2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

第8条 担保の設定

お客様の振決国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条 みなし抹消申請

振替決済口座に記載または記録されている振決国債が償還(分離利息振決国債に あっては、利子の支払い)された場合には、お客様から当金庫に対し、当該振決国 債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当金庫がお客様 に代わってお手続きさせていただきます。

第10条 元利金の代理受領等

- 1. 振替決済口座に記載または記録されている振決国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
- 2. 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振決国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の利子の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当金庫に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第11条 お客様への連絡事項

- 1. 当金庫は、振決国債について、残高照合のための報告をご通知します。
- 2. 前項の残高照合のための報告は、振決国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の暮らしのあんしんコーナー(0120-8181-04)に直接ご連絡ください。
- 3. 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4. 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法 第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特 定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第 34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家 とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様から の第2項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みま す。以下、本項において同じ。)に関する照会に対して速やかに回答できる体 制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための 報告を行わないことがあります。

第12条 届出事項の変更手続き

- 1. 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2. 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ振決国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等を もって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第 13 条 当金庫の連帯保証義務

日本銀行または信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

1. 振決国債(分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行または信金中央金庫において、

誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分(振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金および利子の支払いをする義務

- 2.分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行または信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振決国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分(振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務
- 3. その他、日本銀行または信金中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第14条 反社会的勢力との取引拒絶

振替決済口座は、お客様が第 15 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第 15 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

第15条 解約等

- 1. この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出し、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客様が手数料を支払わないとき
 - (2) お客様について相続の開始があったとき
 - (3) お客様等がこの規定に違反したとき
 - (4) 第5条による手数料の計算期間が満了したときに口座残高がないとき
 - (5) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

- 3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振決国債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。
 - (1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員
 - d. 暴力団関係企業
 - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - f. その他 a から e に準ずるもの
 - (2) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損 し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - e. その他 a から d に準ずる行為
- 4. 前2項による振決国債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約 日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月まで の手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第5条第3項 に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ち にお支払いください。
- 5. 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落 しすることができるものとします。この場合、第5条第4項に準じて償還金等 から充当することができるものとします。
- 6. 第2項または第3項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振決国債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第16条 緊急措置

法令の定めるところにより振決国債の振替を求められたとき、または店舗等の火 災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

第17条 免責事項

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1. 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2. 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)をお届出の印鑑 (または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振決国 債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、 変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3. 依頼書に使用された印影(または署名)がお届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、振決国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
- 4. 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振決国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5. 前号の事由により、振決国債の記録が滅失等した場合、または第10条による 償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6. 第16条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

第18条 この規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

遠賀信用金庫 (令和2年1月10日 制定)

投資信託受益権振替決済口座管理規定(間接口座管理機関用) (令和2年4月1日施行 改正民法対応版)

第1条 この規定の趣旨

この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係る口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 振替決済口座

- 1. 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口 座簿において開設します。
- 2. 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。
- 3. 当金庫は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第3条 振替決済口座の開設

- 1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- 2. 当金庫は、お客様から当庫所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3. 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済 口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同 条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その 他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。 その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条 契約期間等

- 1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2. この契約は、お客様または当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条 当金庫への届出事項

当庫所定の申込書に押なつされた印影および記載された氏名または名称、住所、 生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の 氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第6条 振替の申請

- 1. お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、 次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができま す。
 - (1) 差押えを受けたもの、その他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業 日以前に当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - (6) 販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

- a. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
- b. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
- c. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- d. 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- e. 償還日
- f. 償還日翌営業日
- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- 2. お客様が振替の申請を行うに当たっては、その6営業日前までに、次に掲げる 事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印章(または署名)により記名 押印(または署名)してご提出ください。
 - (1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託 受益権の銘柄および口数
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有 口か質権口かの別
 - (3) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権 口かの別
 - (5) 振替を行う日
- 3. 前項第1号の口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。
- 4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は 必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の 振替決済口座」として提示してください。
- 5. 当金庫に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条 他の口座管理機関への振替

1. 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を 行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振 替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付 けない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当金庫で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当金庫および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の依頼書によりお申し込みください。

第8条 担保の設定

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、 当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条 抹消申請の委任

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条 償還金、解約金および収益分配金の代理受領等

- 1. 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当金庫がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当金庫からお客様にお支払いします。
- 2. 当金庫は、第1項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録がされている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の収益分配金の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当金庫に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第11条 お客様への連絡事項

- 1. 当金庫は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
 - (1) 償還期限(償還期限がある場合に限ります。)
 - (2) 残高照合のための報告

- (3) お客様に対して機構から通知された事項
- 2. 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、 当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところに より取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容 を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫 の暮らしのあんしんコーナー(0120-8181-04)に直接ご連絡くだ さい。
- 3. 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4. 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法 第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特 定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第 34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家 とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様から の第2項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みま す。以下本項において同じ。)に関する照会に対して速やかに回答できる体制 が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報 告を行わないことがあります。

第12条 届出事項の変更手続き

- 1. 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2. 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等を もって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第13条 口座管理料

- 1. 当金庫は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2. 当金庫は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第14条 当金庫の連帯保証義務

機構または信金中央金庫(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- 1. 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構または信金中央金庫(上位機関)において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- 2. その他、機構または信金中央金庫(上位機関)において、振替法に定める超 過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償 義務

第15条 複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当金庫は、当金庫が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、または当金庫の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当金庫のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載または記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- 1. 銘柄名称
- 2. 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載または記録をする当金庫の直近上位機関およびその上位機関(機構を除く。)
- 3. 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載または記録がなされる場合、前号の直近上位機関およびその上位機関(機構を除く。)の顧客口に記載または記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数
- 第 16 条 機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合 の通知
 - 1. 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
 - 2. 当金庫は、当金庫における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第17条 反社会的勢力との取引拒絶

振替決済口座は、お客様が第 18 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第 18 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振

替決済口座の開設をお断りするものとします。

第18条 解約等

- 1. この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出し、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客様が手数料を支払わないとき
 - (2) お客様について相続の開始があったとき
 - (3) お客様がこの規定に違反したとき
 - (4) 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がないとき
 - (5) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- 3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、投資信託受益権を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。
 - (1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員
 - d. 暴力団関係企業
 - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - f. その他 a から e に準ずるもの
 - (2) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為

- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- e. その他 a から d に準ずる行為
- 4. 前2項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 5. 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。
- 6. 第1項または第2項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第19条 緊急措置

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条 免責事項

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1. 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2. 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3. 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4. 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5. 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6. 第19条の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

第21条 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うことならびに第3号および第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1. 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
- 2. その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受取証券の提出など)
- 3. 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口) を経由して行う場合があること
- 4. 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

第22条 この規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

遠賀信用金庫 (令和2年1月10日 制定)

投資信託受益証券等の保護預り規定(取引残高報告書式) (令和2年4月1日施行 改正民法対応版)

第1条 保護預り証券の範囲

- 1. この保護預りでは、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第 1項各号に規定する次に掲げる証券(以下「投資信託受益証券等」といいます。) をお預りします。
 - (1) 投資信託の受益証券
 - (2) 投資証券
 - (3) 投資法人債券
- 2. 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときには投資信託受益証券等の保護預りをお断りすることがあります。
- 3. この規定に従ってお預りした投資信託受益証券等を以下「保護預り証券」といいます。

第2条 保護預り証券の保管方法および保管場所

当金庫は、保護預り証券について、この規定および金商法第 43 条の 2 に定める 分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- 1. 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」といいます。)できるものとします。なお、累積投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券等の保管については、別に定めるところによることとします。
- 2. 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。
- 3. 当金庫は、保護預り証券を当金庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。

第3条 混蔵保管に関する同意事項

前条の規定により混蔵保管する投資信託受益証券等については、次の事項につき ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1. 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券等に対して、 共有権または準共有権を取得すること
- 2. 新たに投資信託受益証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還すると きは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りして いる他のお客様と協議を要しないこと

第4条 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開

設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条の2 保護預り口座の設定

- 1. 投資信託受益証券等については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- 2. 当庫所定の申込書に押印された印影および記載された氏名または名称、住所、 生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届 出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第5条 契約期間等

- 1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2. この契約は、お客様または当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第6条 手数料

- 1. 当金庫は、保護預りについて所定の手数料を申し受けることがあります。
- 2. 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

第7条 預入れおよび返還

- 1. 投資信託受益証券等を預け入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届け出た代理人(以下「お客様等」といいます。)が当金庫所定の依頼書に届出の印 章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。
- 2. 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、当金庫所定の日までに所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3. 当金庫所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4. 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

第8条 保護預り証券の返還に準ずる取扱い

当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きを待たずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- 1. 当金庫に保護預り証券の解約または買取りを請求される場合
- 2. 当金庫が第9条により保護預り証券の償還金を受け取る場合
- 3. 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第9条 償還金等の受入れ等

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当金庫がこれを受け取り指定口 座に入金します。

第10条 お客様への連絡事項

- 1. 当金庫は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。
- 2. 前項の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、 当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところに より取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容 を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫 の暮らしのあんしんコーナー(0120-8181-04)に直接ご連絡くだ さい。
- 3. 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4. 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第11条 届出事項の変更手続き

- 1. 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他のお届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 2. 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還または解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがありま

す。

3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等を もって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第12条 反社会的勢力との取引拒絶

この契約は、お客様が第 13 条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第 13 条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。

第13条 解約等

- 1. この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第5条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2. 前項にかかわらず、当金庫所定の期間については、この契約の解約をすることはできません。
- 3. 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫が お預りしているものとします。
- 4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。 第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客様が手数料を支払わないとき
 - (2) お客様について相続の開始があったとき
 - (3) お客様等がこの規定に違反したとき
 - (4) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- 5. 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客様に通知をすることにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。
 - (1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員
 - d. 暴力団関係企業

- e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- f. その他 a から e に準ずるもの
- (2) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を した場合
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - e. その他 a から d に準ずる行為
- 6. 前2項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第6条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 7. 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落 しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等 から充当することができるものとします。
- 8. 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。
 - (1) 第4項または第5項に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、 保護預り証券および金銭の返還を行います。
 - (2) 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第14条 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

第15条 公示催告等の調査等の免除

当金庫は、保護預り証券について、公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査義務は負いません。

第16条 譲渡、質入れの禁止

この契約によるお客様の権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第17条 免責事項

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1. 第11条第1項によるお届出の前に生じた損害
- 2. 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3. 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、投資信託受益証券等を受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- 4. 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない 事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券等の預入れま たは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5. 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または第9条 による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6. 第14条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

第18条 振替制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)が施行されております。以下同じ。)に基づく振替制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当金庫がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第 19 条 特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する 同意

社振法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当金庫に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1. 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替

受入簿の記載または記録に関する株式会社証券保管振替機構(以下「機構といいます。」)への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと

- 2. 前号の代理権を受けた投資信託委託業者が、当金庫に対して、前号に掲げる社 振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委 任すること
- 3. 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- 4. 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口) を経由して行う場合があること
- 5. 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この規定によらず、社振法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当金庫が別に定める規定により管理すること

第20条 この規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

遠賀信用金庫 (令和2年1月10日 制定)